

資料 2	後期高齢支援システム標準化 市町村WT（第8回）
	令和7年1月17日

後期高齢支援システム標準化検討会
第8回 市町村WT

標準仕様書1.3版に向けた各種課題の 対応について

令和7年1月17日

目次

1.	標準化検討における今年度実施事項（サマリ）	2
2.	標準化検討における今年度実施事項（各論）	4
2.1.	標準仕様書1.2版における残課題対応	4
2.2.	制度改正対応	8
2.3.	デジタル庁検討事項の対応	20
2.4.	その他課題対応	22
3.	今後のスケジュール	24

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

今年度は1.2版からの残課題対応、制度改正対応、デジタル庁検討事項対応、その他課題対応を予定しており、1.3版公開に向けて整理している。

令和6年度実施内容

1

**標準仕様書
1.2版における
残課題対応**

- ✓ 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】の公開を受けた健康管理事業に関する規定内容の見直し
- ✓ 横並び調整方針改訂版（令和5年6月公開）の内容を受けた仕様書への反映
- ✓ デジタル庁への追記・修正依頼事項の内容反映
- ✓ eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応
- ✓ 振り仮名法制化に伴う仕様書取込み対応

2

制度改正対応

- ✓ 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】の公開を受けた対応
- ✓ マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応
- ✓ eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応
- ✓ 子ども・子育て支援金制度対応

3

**デジタル庁検討事項
の対応**

- ✓ 横並び調整方針改訂版（令和6年8月公開）の取込み

4

その他課題対応

- ✓ 誤字・脱字等の修正

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 標準仕様書1.2版における残課題対応

2.2 制度改正対応

2.3 デジタル庁検討事項の対応

2.4 その他課題対応

2.1. 標準仕様書1.2版における残課題対応

1.2版における残課題は、eLTAXに係る取込み対応以外全件完了となる見込み。（1/2）

1.2版からの残課題※の対応状況

#	課題名	課題内容	1.3版改版時の対応	ステータス
1	健康管理事業に関する規定内容の見直し	特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】の公開を受け、標準仕様書（本紙）で規定している健康管理事業に関する内容について見直しが必要である。	p.9 にて対応方針説明	完了
2	横並び調整方針改訂版（令和5年6月公開）の内容を受けた仕様書への反映	「標準オプション機能」の適合基準日を規定するかどうかの方針がデジタル庁より示され次第、機能・帳票要件へ反映する。	p.21 にて横並び調整方針の取込み方針説明	完了
3	デジタル庁へ追記・修正依頼していた事項の内容反映	<p>以下4点について、デジタル庁へデータ要件・連携要件に反映するよう依頼する。</p> <p><基本データリスト></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 滞納処分に係る財産情報の追加 <p><機能別連携仕様></p> <ul style="list-style-type: none"> ② 後期の機能要件に必要のない連携IF「収納情報」、「期割情報」の削除依頼 ③ 他団体課税者情報を連携対象へ追加 ④ DV加害者情報の連携要件の追加 <p>第4回検討会にて、連携要件に規定後有効になる標準オプション機能として定義している。このことを受けてデジタル庁へ連携要件への追記を要望していた。</p>	<p>① 後期高齢者医療【第3.0版】に反映済み。</p> <p>② 後期高齢者医療【第3.0版】に反映済み。</p> <p>③ 個人住民税【第6.0版】に反映済み。</p> <p>④ 今年度のデジタル庁での調整の結果、総務省より「DV加害者情報は機微の情報のため、システム連携は出来ない」と回答を受領した。したがって、データ連携要件への追記依頼は取りやめ、該当箇所（機能ID：0250357、0250358）を1.3版にて削除することとする。</p>	完了

※ 第7回検討会 資料7「検討・課題一覧」において、未クローズとなっている課題。過去の検討状況については資料2-別紙1を確認いただきたい。

2.1. 標準仕様書1.2版における残課題対応

1.2版における残課題は、eLTAXに係る取込み対応以外全件完了となる見込み。（2/2）

1.2版からの残課題※の対応状況

#	課題名	課題内容	1.3版改版時の対応	ステータス
4	eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組み対応	地方税統一QRコードについて令和7年8月の改定に向けて対応方針を検討する。	p.13,14 にて対応方針を説明。 ただし、収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースについては、広域標準システムと検討中のため、次版以降へ持ち越す。	未完了
5	振り仮名法制化に伴う仕様書取込み対応	振り仮名法制化に伴い、機能・帳票要件の管理項目名称の変更や帳票に振り仮名を出力するか対応を検討する。	後期高齢者医療制度における法制化された振り仮名の取扱いについて、現時点では示されていないため、一旦クローズとする。 なお、取扱いの方向性が示され次第、再度課題として検討を行う。	仕様書上の検討は完了

※ 第7回検討会 資料7「検討・課題一覧」において、未クローズとなっている課題。過去の検討状況については資料2-別紙1を確認いただきたい。

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1. 標準仕様書1.2版における残課題対応

2.2. 制度改正対応

2.3. デジタル庁検討事項の対応

2.4. その他課題対応

2.2. 制度改正対応

- (1) 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】公開を受けた対応
- (2) マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応
- (3) eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組みへの対応
- (4) 子ども・子育て支援金制度対応

2.2. 制度改正対応 > (1) 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】公開を受けた対応

健康管理事業に関する機能要件等が整理されたことから、既存機能を利用できる期間を、“いざれかの標準準拠システムに実装されるまでの間”に修正した。

修正内容

- ✓ 標準仕様書（本紙）における、既存機能を利用できる期間についての記載を修正した。

標準仕様書（本紙）「(11) 健康管理事業の取り扱いについて」の修正内容

1.2版

以下の条件において標準仕様書の記載有無に関わらず、継続して利用しているシステムで実装されている機能を利用することを許容するものとする。
期間：本事業について**標準化の方向性が整理されるまでの期間**

1.3版
(案)

以下の条件において標準仕様書の記載有無に関わらず、継続して利用しているシステムで実装されている機能を利用することを許容するものとする。
期間：本事業について**いざれかの標準準拠システムに実装されるまでの間**

理由

- ✓ 後期高齢支援システムの標準化期限（令和8年4月1日）以降の、既存機能を利用できる期間を示すため。
- ✓ 健康管理事業に係る機能について令和6年8月に特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】が公開され、適合基準日は令和11年4月1日とされた。
- ✓ 一方、標準化期限以降は、後期高齢支援システム標準仕様書に示した機能以外は実装不可となる。
- ✓ そのため、標準化期限から標準準拠特定健診等システムが稼働するまでの間、現行の後期高齢支援システムにおける特定健診等に係る機能が非準拠機能となってしまい、当該機能を削除する等の対応が生じてしまうことから、国民健康保険システムの考え方方に合わせて上記のとおりとした。

2.2. 制度改正対応

- (1) 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】公開を受けた対応
- (2) マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応
- (3) eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組みへの対応
- (4) 子ども・子育て支援金制度対応

2.2. 制度改正対応 > (2) マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応 –被保険者証に係る機能の削除

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、被保険者証が廃止されたことから、被保険者証に関する機能について削除した。

修正内容

- ✓ 被保険者証に関する機能について削除した。

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う標準仕様書の修正内容

#	修正方針	修正該当資料	該当箇所	修正内容
1	削除	本紙	第2章業務フロー 1.業務フロー (1)記載方針	文言「被保険者証再発行」を削除
2	削除	機能・帳票要件	被保険者証情報登録 機能ID：0250111	被保険者証発行用情報の取込み機能のため、当該要件を削除
3	削除	機能・帳票要件	被保険者証再作成 機能ID：0250113	被保険者証の再作成機能のため、当該要件を削除
4	削除	機能・帳票要件	被保険者証再作成 機能ID：0250114	被保険者証の再作成機能のため、当該要件を削除
5	削除	帳票詳細要件	帳票詳細要件（ツリー図）	文言「被保険者証、短期証の様式は広域標準システムに準拠」を削除
6	文言修正	帳票詳細要件	後期高齢者医療保険料還付 (充当)通知書	文言「被保険者証」を「本人確認書類」に修正
7	削除	帳票レイアウト	帳票レイアウト（ツリー図）	文言「被保険者証、短期証の様式は広域標準システムに準拠」を削除

理由

- ✓ マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、被保険者証が廃止されたため。

2.2. 制度改正対応

- (1) 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】公開を受けた対応
- (2) マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応
- (3) eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組みへの対応
- (4) 子ども・子育て支援金制度対応

2.2. 制度改正対応 > (3) eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組みへの対応

今後、後期高齢者医療保険料もeLTAXを活用した公金収納の対象となることから、共通納税に関する機能・帳票要件等を標準オプション機能として規定した。

修正内容

- ✓ 地方税共同機構の要件に沿って、機能・帳票要件を修正し、eLTAXに対応した納付書を新設した（詳細は資料3-別紙1、資料3-別紙3参照）。参考として帳票レイアウトの修正例を以下に示す。
- ✓ 収納情報を後期高齢支援システムから広域標準システムへ受け渡すインターフェースについては、広域標準システム側と継続検討中のため、次版以降へ持ち越す。

eLTAXの対応に伴う帳票レイアウト案（納付書1（カク公）（eL-QRあり））

- ◆ eLTAXを通じた納付を行うために地方団体において納付書に印字する必要があるもの

- | | | | |
|---------------------|---|------------|---|
| 1
地方税統一
QRコード | 納付情報等を格納したもの。 | 3
eL番号 | 地方団体が発付する納付書を一意に特定するための情報で、地方税統一QRコードに格納される情報の一部を記載するもの。 |
| 2
eL-QR | 印字したQRコードが、地方税統一QRコードであることを明示的に示すための文言。 | 4
eLマーク | 共通納税システムに対応する納付書であることを、利用者や金融機関窓口職員が確認するため、地方税共同機構が制定したマーク。 |

理由

- ✓ 規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）にて、後期高齢者医療保険料もeLTAXを活用した納付を可能とすることとされたため。

2.2. 制度改正対応 > (3) eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組みへの対応

eLTAXに対応する場合、納付書の合計金額とeL-QR格納金額を一致させることとされたため、eLTAXに対応した納付書においては手書き欄を設けないこととした。

修正内容（補足）

- ✓ 厚労省や業界5団体との協議を踏まえ、eLTAXに対応する納付書においては、手書き欄を削除する等の変更を行った。
- ✓ なお、自治体の運用を踏まえ、従前の帳票レイアウト（手書き欄（督促手数料及び延滞金）がある納付書を含む）については変更していない。

理由

- ✓ 中間取りまとめにおいて、納付書の合計金額とeL-QR格納金額を一致させることとされたため。

【参考】金融機関で取扱いの判断等が困難な納付書について

令和5年8月 第11回「地方税統一QRコードの活用に係る検討会」

- 地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した収納において、金融機関は指定金融機関(特定の地方団体の納付書のみ取り扱うもの)ではなく、**特定金融機関(eL-QR対応の全地方団体の納付書を取り扱うもの)**として納付を受け付けるため、金融機関窓口で取扱いの判断が困難な納付書の存在が確認されている。
 - ・中間取りまとめの整理と異なり、eL-QR以外のQRコードを済通表面に印字している事例。
 - ・「eLマーク」等がない事例。（「eLマーク」なしeL-QR／「eLマーク」なし非eL-QRの判別が困難。）
 - ・本税以外に督促料等の複数の金額を記載している場合、それらの合計金額の記載が納付書にないことで、eL-QRを読み取って表示される金額と券面上の金額が一見して一致しない事例。
- これらを踏まえて、納付書の印字については、以下の取扱いを基本とする。

☒ eL-QR以外のQRコードの印字・eLマークの印字について

➢ eL-QR対応納付書(納入済通知書片)においては、中間取りまとめの通り、原則、eL-QR以外のQRコードを印字しないこととし、その上で地方税以外の公金の納付書にもeL-QR以外のQRコードが存在している実態等も踏まえて、eL-QRであることが分かるように「eLマーク」と「eL-QR」(文字)の印字を行うことで、改善につながるものと考える。

⇒ 「eLマーク」がeL-QR対応納付書に統一的に付されていれば、納税者がスマホ納付等を行う際の混乱防止や、納税者への周知・広報における効果的な活用に資するところ、さらなる利用拡大も期待できる。

☒ 納付書記載の税額とeL-QR格納金額について

➢ 本税以外に督促料等の複数の金額を納付書に記載する場合は、その合計金額も記載するとともに、同合計金額とeL-QR格納金額は一致させることで、円滑な収納事務に資すると考える。

⇒ 金融機関窓口では、基本的に納付書券面上の記載のみで判断が必要になることから、収納誤りによる追徴や還付等を防ぎ、円滑な収納事務の実現のためにも、地方団体においては上記取扱いにご協力いただきたい。

2.2. 制度改正対応

- (1) 特定健診等システム標準仕様書【第1.0版】公開を受けた対応
- (2) マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う対応
- (3) eLTAXを活用した公金収納の実現に向けた取組みへの対応
- (4) 子ども・子育て支援金制度対応

2.2. 制度改正対応 > (4) 子ども・子育て支援金制度対応 – 制度の説明

子ども支援金制度の創設により、後期高齢者医療制度においては、広域連合が国に対して子ども支援納付金を納付すること及び同費用を保険料に含めて徴収することとされた。

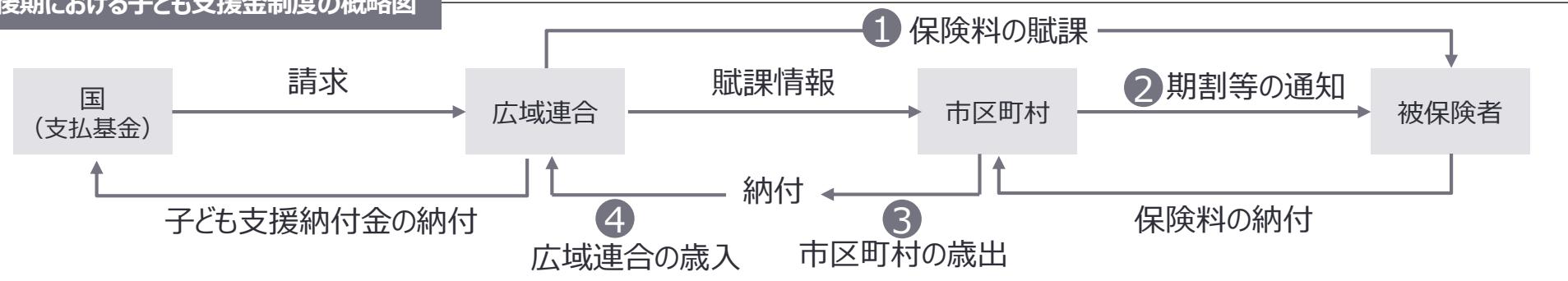
理由（及び制度概要）

- ✓ 後期高齢者医療制度において、以下のとおり子ども支援金制度を受けた対応をする必要があるため。

子ども支援金制度とは

- ✓ 令和6年6月5日に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援金制度が創設された。これにより、医療保険者は国に対し子ども・子育て支援納付金を納めることとされ、医療保険者が被保険者から徴収する保険料に同費用を含めることとされた。
- ✓ 後期高齢者医療制度においても、広域連合が国に対し子ども支援納付金を納めるとともに、同費用を保険料に含めて被保険者から徴収することとされた。

後期における子ども支援金制度の概略図



1

- ✓ 既存の医療分と併せて子ども支援金分の保険料を賦課する。
- ✓ 保険料率や限度額等はそれぞれ定める。
- ✓ 保険料は医療分と子ども支援金分の合算額であり、それぞれ分けて賦課することはない。

2

- ✓ 市区町村から被保険者に対し、期別の保険料額を通知する。
- ✓ 保険料は1のとおり合算額であるため、期別の額は合算額を期割した額とする。

3

- ✓ 市区町村から広域連合への歳出（広域連合納付金）は、従前の科目のままで、新たに子ども支援金分を設けることはせず、一体的に納付する。

4

- ✓ 広域連合の歳入（保険料負担金）は、従前の医療分に加え、新たに子ども支援金分を設ける。
- ✓ それぞれの金額は広域連合にて把握する。

2.2. 制度改正対応 > (4) 子ども・子育て支援金制度対応 – 検討状況と本会議における論点

子ども支援金に係る対応を厚労省・こども家庭庁と以下のとおり整理している。本会議では、特に納入通知書の用紙サイズ・枚数やレイアウトについて議論させていただきたい。

修正内容

- ✓ 前頁の整理を踏まえ、後期標準仕様書では帳票レイアウトのみ修正が必要となるため、修正方針について協議したい。

厚労省・こども家庭庁との検討結果（主に後期標準仕様書にかかる箇所を抜粋）

#	検討事項	検討結果	標準仕様書の修正内容
1	会計上の区分・収納管理	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域連合においては、子ども支援金分に係る歳入額及び歳出額を明瞭に管理する。 ✓ 広域連合の特別会計に「子ども・子育て支援納付金分」を設け、医療分と分け管理する。 ✓ 市区町村の特別会計は従前のままでし、医療分との合算額で計上、収納管理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市区町村の特別会計は従前のままであり、収納の管理項目に変更は生じない。 ✓ 賦課の管理項目は子ども支援金分が追加されるが、標準仕様書では広域標準システムの外部IF仕様書に準ずると記載しているため、標準仕様書の記載は修正不要である。
2	帳票のレイアウト	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険料額決定通知書のレイアウトは、医療分と子ども支援金分の明細を表示する。 ✓ 納入通知書及び納付書のレイアウトは、変更しない（医療分と子ども支援金分の保険料を合算し後期高齢者医療保険料として一体的に徴収するため）。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険料額決定通知書に子ども支援金分を追加する。 保険料額決定通知書においては、医療分・子ども支援金分の額を2段で表示する。 ✓ 納入通知書や算定根拠への項目追加は不要である。

議論対象

論点

- ✓ 従来の用紙サイズでは、枚数に収めることが難しいことから、帳票レイアウトを修正した。以下の論点についてご意見いただきたい。

- 論点①（納入通知書の用紙サイズ・枚数）
- 論点②（納入通知書の項目配置）

2.2. 制度改正対応 > (4) 子ども・子育て支援金制度対応 –論点①（納入通知書の用紙サイズ・枚数）

納入通知書（A4）※については、視認性を考慮し、A4用紙2枚を必須として規定してよいか。

※保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書

納入通知書の規格（用紙サイズ・枚数）の修正案

#	帳票	1.2版における定義			1.3版における修正案		
		実装 サイズ	類型	枚数	実装 サイズ	類型	枚数
1	保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書 保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書	A4	必須	1	A4	必須	2
2	保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収開始通知書	A3	オプション	1	A3	オプション	1
3	保険料額決定通知書 兼 納入通知書 兼 普通徴収開始通知書	A3	オプション	1	A3	オプション	1
4	保険料額決定（変更）通知書 兼 納入通知書 兼 特別徴収額変更通知書、特別徴収中止通知書	A3	オプション	1	A3	オプション	1

視認性を考慮し、
A4用紙2枚を必須とする。

市区町村の実態に即した運用が行えるよう、A3用紙1枚・A4用紙1枚をオプションとする。

A3用紙1枚のレイアウトでも視認性に問題が無いことから従前の規定のままとする。

紙面に余裕が生じるため、納入通知書のレイアウトを見直す。
(詳細次頁)

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

- 2.1. 標準仕様書1.2版における残課題対応
- 2.2. 制度改正対応
- 2.3. デジタル庁検討事項の対応
- 2.4. その他課題対応

2.3. デジタル庁検討事項の対応

デジタル庁から提示された標準仕様書間の横並び調整方針（令和6年8月公開）を受け、1.3版（案）への取込みを行った。

標準仕様書間の横並び調整方針（令和6年8月公開）の改定内容と1.3版への取込み方針

#	改定内容	対応状況	1.3版への取込み方針
1	✓ 機能・帳票要件に「適合基準日」を設ける。	1.2版にて 対応済	—
2	✓ 実装必須機能については、適合基準日を明示する。	1.2版にて 対応済	—
3	✓ 既存の帳票要件を、機能IDを変更せずに修正する場合、最新の適合基準日を記載した上で、従前の適合基準日を備考欄等に転記する。 (ただし、適合基準日に変更がない場合は上記対応は不要)	未対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1.3版における修正では、当該対応は発生しない。 ✓ 次回以降、必要に応じて対応する。
4	✓ 「QRコード」を「二次元コード」に修正する。 ✓ 二次元コードの規格として以下文言を追記する。 “二次元コードの規格を指定する場合は、「ISO(ISO/IEC18004)」又は「JIS(JIS X 0510)」に限ることとする”	一部未対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1.2版にて「二次元コード」に修正済み。 ✓ 左記文言について、標準仕様書（本紙）「⑯二次元コード等の活用について」に追記する。

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

- 2.1. 標準仕様書1.2版における残課題対応
- 2.2. 制度改正対応
- 2.3. デジタル庁検討事項の対応
- 2.4. その他課題対応

2.4. その他課題対応

誤字・脱字等の修正内容について確認し、1.3版（案）へ取込んだ。

その他課題に関して、後期高齢支援システム標準仕様書への主な修正箇所

#	修正概要	修正該当資料	1.3版への修正内容
1	統合収滞納システムから不要となった「期割情報」の削除	本紙	「付録 1.導入パターンごとの連携インターフェース」に記載の「期割情報」欄を削除。
2	健康管理事業に関する機能IDの修正	本紙	「(11) 健康管理事業の取り扱いについて」に記載の機能IDを「250014」⇒「250499」に修正。
3	後期高齢者医療【第3.1版】データ要件・連携要件（令和6年11月公開）との平仄合わせ	本紙 機能・帳票要件	地方税の標準仕様書改定に伴う統合収滞納機能別連携仕様改定との整合性を図るため、「執行停止」 ⇒ 「滞納処分の停止」に修正。
4	(別紙1) 機能・帳票要件の誤記修正	機能・帳票要件	以下の機能IDについて誤記等を修正。 ・機能ID : 0250186 ・機能ID : 0250499
5	(別紙2) 帳票詳細要件の帳票名の修正	帳票詳細要件	帳票詳細要件・レイアウトと機能・帳票要件において収納-15の帳票名が異なっていたため、「後期高齢者医療保険料還付（充当）通知書兼還付請求書」に統一。

その他軽微な修正等については各資料付属の変更履歴一覧を参照。

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール > 今後の1.3版公開までのスケジュール

第8回市町村WT/ベンダ分科会での議論を経て標準仕様書1.3版案を修正し、2月からの全国意見照会に向けて準備を進めていく。

1.3版公開までのスケジュール

2025年			
	1月	2月	3月
マイルストーン			3/31▲ 仕様書1.3版公開
会議体	1/17▲ 第8回市町村WT 1/16▲ 第8回ベンダ分科会 1/31▲第8回検討会		3/14▲第9回市町村WT 3/14▲第9回ベンダ分科会 3/26▲ 第9回検討会
全国意見照会		全国意見照会	
事務局対応	第8回市町村WT/ベンダ分科会 を受けた修正	意見照会結果反映等	